

公共的建築物等への

さがみはら津久井産材利用促進事業補助金

本事業は、木の良さを知っていただき、木材を様々な場面で利用していただくことを目的として、多くの方が利用する民間建築物において、木材を積極的に利用を行う取組に対し、その費用の一部を補助するものです。

補助対象者

木造化・木質化を行う対象施設のオーナー、運営者等

補助の対象となる施設

相模原市の内外問わず、多くの方が利用し、さがみはら津久井産材を使用して木造化・木質化を行う施設であり、木材のPR効果が見込まれる施設。

補助対象経費

木造化・木質化のための工事費

木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

補助額

補助対象経費の1/2以内。ただし500万円を上限とする。



木製の椅子やテーブル等の什器も補助対象になります！



屋外ウッドデッキ



部屋名プレート



看板・ベンチ

受付期間: 令和6年9月26日(木) ~

**申請前に森林政策課にご相談下さい。
受付後、審査会を開き、補助金申請の適否を行います。
申請状況に応じて受付を締め切る場合があります。**

要件

さがみはら津久井産材を利用し、そのPRを十分に図る事が見込まれ、不特定多数の利用者が見込まれる施設であること。令和7年3月31日までに完成される事業であること。

補助対象者

木造化・木質化を行う対象施設のオーナー、運営者等。

木材使用量

木造化・木質化を行う箇所にさがみはら津久井産材を50%以上(体積換算)使用すること。

補助対象経費

木造化・木質化のための工事費

木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

補助金の額

補助対象経費の1/2以内。ただし500万円を上限とする。

交付を受けた者の義務

当該施設でさがみはら津久井産材が使用されている旨を明示し、木材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。

財産処分及び転用制限期間

木造化・木質化:8年 木製什器等:5年

審査会の実施

補助金の申請前に事業提案書等を市長に提出し、審査会において補助金申請の適否を決定する。

【補助金申請の流れ】

事前相談

事業提案書の提出

審査会での審査 下線部は申請者が
行う手続き等です。

審査結果の通知

補助金交付申請書の提出

補助金交付決定の通知

事業着手

事業完了(年度内)・実績報告書の提出

額確定の通知

補助金交付請求書の提出

補助金の交付

さがみはら津久井産材を “使う”ということ

神奈川県の水がめである5つのダムを持つ相模原市。森林はその水源を保全するための重要な役割を担っています。市内の森林から生み出される「さがみはら津久井産材」を使用することは、森林や水源を守ることにつながります。

「伐って、使って、植える」という樹木のサイクルを通じて、森林の持続可能な経営が行えます。また、地域の経済の振興にもつながります。

木材は製造時の炭素放出量が少なく、また炭素を貯蔵する性質を持つことから、木材を利用することは、地球温暖化の防止にも貢献します。



「森の恵み」を次の世代へ

お問い合わせ

相模原市環境経済局 森林政策課

住所 〒252-5172 相模原市緑区中野6-3-3

電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474

E-mail shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



ホームページURL